

## 付注3-6 世代会計推計の概要

### 1. 世代区分について

毎年の政府収支（歳出と歳入）を、年齢層別での個人の収入と支出とに振り分けるに当たっては、総務省「家計調査」「全国消費動向調査」の年齢層別の収支データを用いる。ここでの年齢層別の「個人」といった概念については、年齢層別での「世帯」単位のことを指す。

現在世代の世代区分は、「国勢調査」（総務省）における過去のデータ上の制約から10歳刻み（60歳以上は20歳刻み）とし、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳以上、という5段階とした。また、世帯主の寿命は80歳とし、すべての世帯主がこの寿命をまっとうするものと仮定した。

### 2. 現在世代における受益と負担の推計

- (1) 「国民経済計算（SNA）」により遡及可能な55年以降、各年において世代別の受益と負担を算出した。
- (2) 「国民経済計算（SNA）、制度部門別所得支出勘定（一般政府）」による政府の受払額を、「家計調査」、「全国消費実態調査」における勤労者世帯数分布と世帯主の年齢層別各収支を用いて世代別に按分した。さらに「国勢調査」の世帯数に基づき、年齢層別1世帯当りの受益と負担を推計した。
- (3) 「国民経済計算（SNA）」の「制度部門別所得支出勘定（一般政府）」については、90年以降は93SNAの実績値を使用した。89年以前は68SNAでの実績値を93SNAベースに修正した。（受払項目ごとに93SNAと68SNAとのデータ重複期間における比率を用いて修正した）
- (4) 公的固定資本からの受益は各世帯当たり均等に分配した。マクロベースでの受益額の算出について、90年以降は「国民経済計算（93SNA）」での固定資本減耗を用いた。89年以前については「国民経済計算（68SNA）」での政府純固定資産等を基に算出した。
- (5) 政府の受払項目の確定
  - ①政府の受取項目  
生産・輸入に課される税、所得・富等に課される税、社会保障負担、その他負担
  - ②政府の支払項目  
現実最終消費+財・サービスの移転、補助金他、社会保障給付、その他受益、貯蓄
  - ③現実最終消費+財・サービスの移転の内訳を「教育費」と「その他」に分類。教育費については、「国民経済計算（SNA）」の一般政府目的別支出〔付表7〕における現物社会移転・現実最終消費の各教育費内訳を基に算出した。「国民経済計算」の68SNAを用いても、70年までしかデータが遡及できないため、69年以前については70年データを援用した。
  - ④社会保障給付の内訳を「年金給付」と「老人保健医療」と「その他給付」に分類。「年金給付」「老人保健医療」は、「国民経済計算（SNA）」の一般政府から家計への移転の明細表〔付表9〕を基に算出した。  
「年金給付」については、「国民経済計算」の68SNAを用いても70年までしか遡及できないため、69年以前については「社会保障統計年報」から各年金部門の実績値を援用、合算して年金給付額

を算出した。

- ⑤ 社会保障負担については、「年金負担」と「その他」に分類。「年金負担」については、「国民経済計算 (SNA)」の社会保障負担の明細表 [付表 10] を基に算出した。

(6) 各世代への按分

- ① 生産・輸入に課される税は、「家計調査」における消費支出額を用いて世帯按分した。
- ② 所得・富に課される税のうち、家計に課される税は、「家計調査」における直接税を用いて世帯按分した。
- ③ 所得・富に課される税のうち、法人に課される税は、最終的には賃金・配当・製品価格等を通じて、個人に転嫁されていると仮定し、以下の方法で世帯に帰属させた。
- ・ 1/2 は供給側の要素所得に転嫁… (ア)
  - ・ 1/2 は需要側の製品価格に転嫁… (イ)

最近のマクロ的労働分配率に従い、(ア) のうち 65% は、賃金転嫁分として家計の雇用者所得、「家計調査」における勤め先収入を用いて世帯按分した。残りの 35% は、資本所得転嫁分として家計の保有金融資産割合、「全国消費実態調査」における貯蓄現在高を用いて世帯按分した。

⇒ 「全国消費実態調査」における貯蓄現在高は、74 年までしか遡及できないため、73 年以前は 74 年のデータを援用した。

製品価格転嫁分 (イ) については、家計の消費割合、「家計調査」における消費支出を用いて世帯按分した。

- ④ 社会保障負担については、「家計調査」における社会保険料を用いて世帯按分した。うち年金負担は、家計の年金給付額、「全国消費実態調査」における年金保険料を用いて世代按分した。
- ⇒ 「全国消費実態調査」における年金保険料は、84 年までしか遡及できないため、83 年以前については 84 年のデータを援用した。
- ⑤ 社会保障給付については、家計の社会保障給付、「家計調査」における社会保障給付を用いて世代按分。うち年金は、家計の年金保険料負担額、「全国消費実態調査」における年金給付を用いて世代按分した。
- ⇒ 「全国消費実態調査」における年金給付は、74 年までしか遡及できないため、73 年以前については 74 年のデータを援用した。

うち老人医療給付は、すべて 60 歳以上世帯に帰属するものとした。

- ⑥ 補助金等 (「国民経済計算 (SNA)」での補助金・社会扶助給付) については、各世代の世帯数「国勢調査」に加重平均して世帯按分した。
- ⑦ 現実最終消費+財・サービスの移転における教育費については、家計の教育費支出、「家計調査」における教育費を用いて世代按分した。
- ⑧ その他受益、その他負担、貯蓄については、世帯当たり均等に按分した。

(7) 公共投資による受益の按分

90 年以降は、「国民経済計算 (93SNA)」での固定資本減耗について、各世代の世帯数に応じて配分。

1989 年以前は、68SNA での期末貸借対照表勘定 (一般政府) の純固定資産額に対して、一定の収益

率(90年～98年での「国民経済計算(68SNA)」での純固定資産額に対する「国民経済計算(93SNA)」での固定資産減耗比率)を掛けたものを各世代の世帯数に応じて配分した。

(8) 勤労者世帯の租税負担額を修正

勤労者世帯においては高齢者の割合が低いため、これを以って全世帯平均的なデータとみなすと、特に租税負担額については過大に推計される可能性がある。このバイアスを修正するため、「家計調査」の租税負担(直接税)については、60歳以上の租税負担額(直接税)に「勤労者世帯数/全世帯数」を掛けて算出した。

(9) 年齢階級別世帯分布の修正

「家計調査」「全国消費実態調査」等で抽出される世帯数分布では、「国勢調査」の世帯数分布に比べて高齢者層の世帯数が過小となる傾向がある。このバイアスを軽減するために、年齢階級別世帯分布は、「全国消費実態調査」や「家計調査」のサンプル分布をとらず、「国勢調査」の2人以上世帯の年齢階級分布により、総世帯数を割り振った。

(10) 各年代での世代別受益・負担を実質化

「国民経済計算(93SNA)」でのGDPデフレータ(99年=100とする)を用いて、各年の世代別受益と負担を実質化した。

(11) 現在世代における過去の受益と負担の現在価値評価

55年以降の受益と負担について、各年の実質金利(1年物預金金利-CPIデフレータ上昇率)で割増し、最近時点(99年)での現在価値評価として算出した。

3. 各世代における将来の受益・負担の推計

- (1) 最近時点(99年)での現在世代が享受している年齢層別の受益と負担の構造が、将来も不変で維持されるとの仮定を置いている。
- (2) 公的固定資本からの受益について、2030年以降は1世帯当たりの受益が定常になるものとした。
- (3) 公的年金について、基礎年金部分に対する国庫負担は2004年以降、1/2(現行1/3)として算出した。他、年金の制度改正について、現行予定されている支給開始年齢の引上げについては、定額部分は2001～2013年に掛け3年ごとに1歳ずつ、報酬比例部分は2013～2025年に掛け3年ごとに1歳ずつ引上げるものとした。
- (4) 2000年4月に導入された介護保険について、介護給付についてはすべて60歳以上世代への帰属とした。介護負担については、介護給付費総額の1/3を「家計調査-勤め先収入」により40～64歳に按分、65歳以上は給付総額の1/6を負担するものとして算出した。なお、65歳以上の保険料負担は2000年10月以降半額負担、2001年10月以降全額負担として算出した。
- (5) 介護保険導入により影響を受けるであろう老人医療給付については、2000年度での老人医療費総額の減少率(-7.0%)を用いて、最近時点(99年)の1世帯当たり老人医療費受益額を調整した。
- (6) 1世帯当たりの経済成長率は2%、期待利子率は4%と仮定し、(1)～(5)で推計した将来の受益と負担を割り戻し、最近時点(99年)での現在価値評価として算出した。

#### 4. 長期的な財政均衡を達成するための追加的負担総額の推計

- (1) 将来世帯数の推計については、2100年までの将来推計人口「国立社会保障・人口問題研究所・日本の将来推計人口」を基に、最近時点（99年）での「国勢調査」の年齢階級別世帯数構成比率（年齢層別世帯数／国勢調査年齢人口）が続くと仮定し算出した。なお、2100年以降の世帯数は定常になるものとした。
- (2) 最近時点（99年）の1世帯当たりの受益と負担構造と、(1)より推計した将来世帯数を用いて、将来の政府収支を計算した。1世帯当たりの経済成長率を2%、期待利子率を4%と仮定し、この政府収支を最近時点（99年）での現在価値評価に割り戻した。
- (3) 最近時点（99年）における政府純資産の算出を、「国民経済計算（SNA）」における（一般政府）貸借対照表勘定を用いて、99年末の「金融資産－負債」として算出した。
- (4) 上記（2）と（3）の合計を長期的な財政均衡達成するための追加的負担総額とした。